



四 警 環 第 5 号  
令和元年 5 月 27 日

一般社団法人三重県産業廃棄物協会

会長 木村 亮一 殿

第四管区海上保安本部長

勢良 俊也



令和元年度海洋環境保全推進月間の実施について（お願い）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から海上保安業務に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、5月30日から6月30日までの約1か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

油及び有害液体物質による汚染に対しては、主として海事関係者、漁業関係者を対象とした訪船指導等を行うことにより、排出原因として最も多い「バルブ開閉不確認」、「タンク不計測」、「ポンプ操作不適切」等の初歩的なミスの防止及び船内で油等の漏出が起きた際に海上への流出を防止する措置の実施（オーバーフロータンクの設置、スカッパの閉鎖等）について重点的に指導を実施します。

また、油の排出原因としては、取扱不注意に次いで船舶事故によるものが多いことから、海難防止についても併せて指導を実施いたします。

廃棄物による汚染に対しては、主として漁業関係者や若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室、訪問指導、漂着ごみ分類調査等を行うことにより、不法投棄防止のための呼びかけ並びに廃棄物が漁業及び海洋環境に与える影響について重点的に指導・啓発を実施します。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨を御理解いただき、傘下関係者に対して周知していただくとともに、当庁において実施する指導・啓発活動に御協力を賜りますようお願い申し上げます。